## 両替機専用カード利用規定

## 1. カードの利用

- (1) 両替機専用カード(以下「カード」という)は、後記3. に記載の手続により、両替機で紙幣・硬貨の両替を行う場合に利用することができます。
- (2) カードは、申込みを受付けした取扱店(以下「当店」という)の両替機に限り利用することができます。
- (3) 両替機のご利用時間は、当行所定の時間内とします。
- 2. カードの所有権、譲渡、質入れ等の禁止
- (1) カードの所有権は、当行に帰属するものとし、本人にカードを貸与するものとします。なお、1取 扱店につき1枚限りとします。
- (2) カードを、他人に譲渡、質入れをしてはならず、また、他人に貸与、占有または使用させることはできません。
- 3. 両替機による両替

両替機で両替を行う場合には、両替機の画面表示等の操作手順に従って、両替機にカードを挿入し、 両替を行ってください。

- 4. カードの紛失、届出事項の変更等
- (1) カードを喪失したときは、直ちに本人から書面によって当店に届出てください。この届出を受けたときは、カードによる両替機の利用停止措置を講じます。なお、この届出の前に、届出を行わなかったことで生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 前記(1)の届出の前に、カードを喪失した旨の通知があった場合にも、前記(1)と同様とします。なお、この場合にもすみやかに本人から当行所定の書面によって当店に届出てください。
- (3)氏名または名称、住所、印章その他の届出事項に変更があった場合には、ただちに本人から当行所 定の書面によって当店に届出てください。この場合、カードもあわせて提出してください。この届出前に、届出を行わなかったことで生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (4) カードを喪失した場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、当行は相当の期間をおくことがあります。
- (5) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。
- 5.カードの破損、両替機の故障等
- (1) 当行の責めによらずカードを破損した場合、カードの再発行には、前記4.(5) と同様に当行所 定の再発行手数料を支払うものとします。
- (2) 停電、故障等により両替機で両替ができないときは、当行所定の時間内に限り、当店の窓口で両替を行うことができるものとします。
- 6.カードの管理等
- (1) カードは他人に使用されないように保管してください。
- (2) 当行がカードの電磁的記録によって、両替機の操作の際に使用されたカードを当行が交付したものとして処理し、カードの電磁的記録から得られた情報により本人と確認し取扱いをしたうえは、カードにつき偽造・変造・盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- 7. 免責事項

カードの利用にあたり、以下の各号の損害について当行は責任を負いません。

- (1) 災害・事変その他不可抗力による損害
- (2) カードの破損、両替機の故障、停電等により、両替機の利用が出来ない場合に生じた損害。
- (3) その他当行の責めによらない事由に生じた損害。
- 8. 解約、カードの利用停止等
- (1) カードの利用を取りやめる場合には、当行所定の依頼書に記名(または署名)押印のうえ、そのカードを当店に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合、前記2.(2) に違反した場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行から請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。
- 9. 規定の変更
- (1) 本規定の各条項は、金融情勢その他状況の変化等相応の事由があると認められる場合には、民法 548 条の 4 の規定に基づき、変更するものとします。
- (2) 前記(1) による規定の変更は、変更を行う旨、変更後の規定の内容、その効力発生時期を、店頭表示、インターネット、またはその他相当の方法で公表することにより周知します。
- (3) 前記(1)(2)による変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、公表の日から適用開始日までは変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。

以上